

利子を全額補助します



新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少した市内中小企業・小規模事業者の方が受けた融資の利子を補助します。

(注) 補助金は、利子支払後の振込となります。

対象融資

(大分県)新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資

対象者

下記のすべてを満たす方

- ①市内の中小企業・小規模事業者の方
(※医療法人やNPO法人、協同組合等は対象外)
- ②個人事業者: 市内に住所がある
法人事業者: 本店または支店が市内にある
(※支店の場合は支店名で融資を受けていること必要)
- ③市税や水道料金等を滞納していない

資金使途

運転資金

申請受付期間

(令和6年に支払った分)

令和7年1月7日(火)～
1月31日(金)

補助対象融資上限額

1,000万円

補助対象期間

10年以内

利子補助(融資利率1.3%)

全額

取扱期間

令和6年3月31日までに借入れた融資

融資窓口

大分銀行、豊和銀行、西日本シティ銀行、
大分みらい信用金庫、大分県信用組合 外

上記以外にも諸条件があります。また、補助条件と融資条件は異なります。
融資については融資窓口へ、補助については下記へお問い合わせください。

必要書類

事前届出(借入後1か月以内)

- ①宇佐市中小企業資金融資利子補助金事前届出書(様式第1号)
- ②補助対象融資であることが確認できる書類(例:信用保証決定のお知らせのコピー)
- ③融資機関の融資証明書又は融資決定通知書の写し
(例:金銭消費貸借契約証書のコピー)
- ④返済日、返済元金及び利子が確認できる完済までの返済計画書
- ⑤利子補助額計算書
- ⑥誓約書(事前届出用)
- ⑦暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- ⑧新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金融資に係る通知書の写し
(県融資の申請時に提出したもの)

交付申請(申請受付期間:令和7年1月7日~1月31日)

- 誓約書兼チェックリスト
- ①宇佐市中小企業資金融資利子補助金交付申請書(様式第2号)
 - ②令和6年に支払った利子が確認できる書類(例:融資取引明細表) <金融機関>
 - ③法人:所在証明書<宇佐市税務課>
個人:住民票の写し<宇佐市市民課>
 - ④市税の滞納のない証明<宇佐市税務課>
 - ⑤上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書
 - ⑥請求書(様式第4号)(※日付は空白で出してください)
 - ⑦振込先の通帳コピー(金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が記載されているページ)
(※昨年度と同じ振込口座の場合は不要)
- コピー不可

注意事項

- ①**交付申請は毎年必要です。**
忘れると前年1年分の補助が受けられなくなるので、ご注意ください。
- ②「中小企業者」とは中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める会社又は個人です。
医療法人やNPO法人、協同組合等は対象外となります。
- ③融資条件や融資の可否については金融機関にご相談ください。
- ④他の融資制度からの借り換えはできません。
- ⑤返済の途中で廃業や市外転出となった場合、補助が受けられなくなります。